

受託業務に係る人件費単価規程

特定非営利活動法人みんなのコード

受託業務に係る人件費単価規程

第1条(目的)

この規程は、当団体が受託し、または、請け負う業務(以下「受託業務」という)の実施に必要な見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(労務費)

- 受託事業の実施に際し必要な経費の見積りは、この規定に定めるところにより計算するものとする。
- 人件費単価は以下の表の金額を用いる。
- ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当団体との間で協議することとする。

第3条(その他の経費)

労務費のほか旅費、物品費等その他受託事業の実施に必要な経費については予想される実費により計算する。

受託人件費単価表(単価:円/1日=8時間)

職務区分	基準日額単価	基準時間単価
ディレクター	84,800	10,600
シニア研究員/エンジニア	57,600	7,200
研究員	44,800	5,600

附 則

- 本規程は、2024年2月14日より施行する。
- 本規程は、2026年2月18日より施行する。